

## 救助料と保險者の責任

久 木 久 一

### 1 救助料と損害防止費

### 2 救助料と共同海損費用

海上に於て船舶又は積荷が海難に遭遇し危険に陥つたとき、これらを救出するために費用を支出した場合に、その費用は海上保險の觀點から見れば、損害防止費か共同海損費用が又は救助料かの何れかに屬することとなる。そしてこれらは總べて被保險者の蒙むる虞ある損害の防止輕減のために支出され、ひいては將來保險者の損害填補の責任を輕減するに貢獻する費用であるので、廣い意味での損害防止費に一括せられる。狹義の損害防止費とは保險事故發生の際保險の目的につき生ずる損害の防止輕減のために被保險者又は保險契約者により支出された費用でその單獨利益の負擔に屬するものであり、共同海損費用は共同の危険を免れるために故意且つ合理的に支出され航海團體全部の負擔に歸するところの費用である。そして救助料とは第三者が救出に成功した報酬として法律上支拂を必要とする費用を謂うのである。

第三者による救助はこれを二つに別けて考えられる。即ち契約上の義務に基き行わるる救助と何等契約もなく從つて義務なくして行ふ救助である。廣い意味に謂う救助はこれを指す。狹義の救助即ち義務なくして行われる救助とは、その救助が第三者の自發的行爲であることを意味し、また義務とは私法上の義務と解釋する。商法の規定する海難救助はこの場合を指すのである(第八〇〇條以下)。これは英法に於ける契約救助 (Employed Salvage, Contract Salvage) 並に任意救助 (voluntary Salvage) の區別に相當する。しかるに契約救助はその性質を仔細に吟味すれば、それは船主荷主又はその代理人である船長の配慮に基きとられた手段であつて、換言すれば船主荷主たる被保険者が直接に又はその代理人である船長あるいは代理店を通じて手配されたものであつて、それは被保険者の負擔する損害防止義務の遂行に外ならないのである。従つて契約救助は海上保険に於ては被保険者の損害防止義務の一部であり、それがために支拂われる救助料は狹義の損害防止費に屬し救助料とは見做され得ないものである。そしてまた若しこの契約救助料が航海團體の共同の安全の爲の犠牲であるとせば、これはもとより損害防止費とならず共同海損費用として航海團體各利益の分擔に歸するものであることは疑いのないところである。この間の事情は英法に於て既に明確に規定され、同國海上保險法第六五條第二項に「救助料 (Salvage charges) とは契約を離れて救助者により海上法に基き回收せられる費用を意味し、それは被保險危險を回避する目的を以て被保險者その代理人又はその雇入れる者によりなされた救助の性質を有する勞務は含まない」と規定して救助料からこれを排除し、かかる費用はその發生の狀況により單獨費用又は共同海損として填補されるものとしてゐる。

任意救助料即ち商法に規定せる海難救助又は一九一〇年の「海難に於ける救援救助に付いての規定の統一に關する條約」に於ける救助料は、廣義の損害防止費であることは既に述べた通りであるが、これは商法第六六〇條に規定せる損害防止の費用に該當すべきものなりや、換言すれば商法上の損害防止費はこれを廣義に解すべきか又は狹義の損害

防止費に限るべきか。獨乙商法第八三四條三號に於ける損害防止費の解釋につき、同國の學者は義務なくして行われ  
る救助料に就てもこれを含むものとして「第三者が保險契約者と契約關係に立つや否やは問題ではない」として  
し、<sup>(4)</sup> 第三者が事務管理 (Auftraglose Beschaftigung) の見地から費用を支出してこれを保險契約者に請求したと  
き、保險契約者は第三者に對する給付を保險者から損害防止費として回収し得るものとしてゐるところから、<sup>(5)</sup> 任意救  
助料は同法の規定せる損害防止費として保險者に負擔せしめ得ると解されるのである。また佛蘭西に於ても損害防止  
に關しては各個の例示的規定 (第三八一條第三八八條第三九一條) があるが、任意救助料に關しては同國學者の所謂  
費用海損 (Avaries Frais) の一として保險者の負擔たることを明かにしてあり、<sup>(6)</sup> 費用海損を廣義の損害防止費とし  
て取扱つてゐる。従つて任意救助料はこれらの兩國に於ては、損害防止費を廣義に解することによりこれを含めてい  
るものといえる。<sup>(7)</sup>

英法は既に述べた如く、損害防止費はこれを狹義に解釋し、被保險者其の代理人又はその雇入れたる者<sup>(8)</sup> 以外の者  
の行える救助に關しては、その費用を損害防止費と見ず、任意救助料は保險者の負擔危險に因る損失として被保險者  
の填補を受け得べきものとして、同法に謂う單獨費用 (Particular Charges) にも屬しないものとされてゐる。

我商法第六〇條は果して任意救助料を含むや否や。通説は同法に於ける損害防止費は任意救助料を含むものと解  
されているが、私は且つて述べたように、<sup>(9)</sup> 依然否定的解釋をとるべきだと思ふ。以下この點につきその理由を更<sup>(10)</sup>  
かにしたい。

商法第六六〇條は「被保險者は損害の防止を努むることを要す」とあり。これは徒らに天物を暴殄せしめるという  
公益上の理由はもとより、保險の目的的損害を防止せずこれを増大せしめることは保險者に不當な負擔を課すること  
となるから、損害防止に最も適當な地位にある被保險者に法律は損害防止の義務を課したのである。従つて法律はそ

## 救助料と保険者の責任

の代償として保険者に被保険者の防止行爲が結果に於て損害の防止軽減にならなくとも他の填補額と合して保険金額を超過しても公平を期するためにその費用の填補を命じているのである（同條但書）。即ち法律は被保険者の努力を要請し強制しているのである。そしてその努力に對して費用が辨償されるのである。されば被保険者の何等の配慮も努力もなされない第三者の救助に對し、保険者をしてその費用の填補は命じてはいないのである。任意救助料が保険者により填補されるのは、結果に於て保険者の填補責任の軽減に貢献したからであつて、被保険者が損害防止義務を果したからではない、即ち別の理由からである。損害防止費が他の填補額と合して保険金額を超過しても保険者に填補の責任を負擔せしめたのは、保険事故發生の際に起り得るであろう被保険者の怠慢に鞭うち保険者の利益を擁護せんとしたのであつて、これに對して被保険者自身の配慮努力から獨立した他人の努力の結果に對して、この規定により保護されるということは明に法の精神から逸脱したことになるとも謂えるのである。

また被保険者が救助料を支拂うということが被保険者の損害防止行爲であるという者があるかも知れない。勿論海上保険に於ける被保険者又は保険契約者は、陸上保険の場合と異なりて容易に直接自身が損害の防止に當ることを得ないことは理解出来る。それ故に商法の規定は必しもこれらの人達の直接の行爲は要求していない。被保険者が自己の使用人なりその代理人なり又は他の専門家を雇入れることにより損害の防止に努めさせることは差支えないのである。そしてこれらの場合の損害の防止は、損害を防止しようという被保険者の意思の行動化したものである。その爲に支出されたのが損害防止費である。然るに被保険者と無關係なそして保険の目的に何等の利害關係を有しない第三者の損害防止行爲は——不成功に終れば全然その費用をも回収し得ない行爲——商法第六六〇條の命ずる義務の履行でもない行爲は成功した場合に限り、その費用を含めての報酬を救助料として法律が被保険者にその負擔を命じたのである（第八〇〇條）。被保険者が努めてこの費用を負擔したのではない。従つて任意救助料の支拂いによつて保険

の目的の損害を防止したのは結果であつて、被保険者の損害防止の目的のためにする負擔ではない。保險の目的は既に救出されているのである。換言せば任意救助料は結果に對して支拂われたものであり、第六六〇條の損害防止費は目的に對して支拂われるものであるといえる。法律の意圖するところは目的に對する被保険者の努力を要請するにある。

次に損害防止義務者は被保険者である。これは保險契約者を否定したものである。被保険者は損害防止義務遂行上最適の地位にあるのと損害保險に於ける保險契約者は原則として被保険者であるとの立前から規定したものといはざるを得ない。<sup>(11)</sup>獨乙商法(第八一九條)は被保險者(Versicherte)と云ふ、同國海上保險定則(第四一條)は保險契約者(Versicherungsgenemer)と云つてあるが、何れに於ても他を否定したものは思われない。<sup>(12)</sup>そして亦被保險者が保險の目的を他人に讓渡したるときはその讓受人が義務者となるは當然である。<sup>(13)</sup>任意救助料の請求權者は被保險者でもなければ保險契約者でもない。また救助者はこれらの者の代理人でもなく使用人でもない。契約救助の場合ならばその救助人は被保險者又は代理人により雇入れられたものであり、被保險者の損害防止義務を遂行する責任がある。然し任意救助にありては純然たる第三者である。被保險者保險契約者又はこれらの代理人使用人は、その保險契約の關係者であるが、任意救助に於ける救助者は保險契約には何等の關係がない。されば被保險者を如何に擴張解釋しても第三者たる任意救助者はこれに含まれないものといわざるを得ないのである。要するに任意救助者は商法第六六〇條による損害防止義務を負擔したものと絶對に謂うことは出来ないのである。

然らば任意救助料を損害防止費として、商法第六六〇條により保險者の負擔とする見解は如何なる理由に基くのであろうか。それは海難救助料即ち任意救助料が、それが被保險者の負擔に歸屬するものであり、<sup>(14)</sup>それにより保險者の填補責任の輕減を生じ得るから、保險者が當然に責任を負うべきものとして、その保險者責任の根據を商法第六六〇

條に求め同條の擴張解釋となつたのではないだろうか。そもそも海上保険に於て發生する損害は、これを分ちて二となし、一は物的損害であり他は費用損害である。これに對する海上保険者の責任は原則として物的損害に對するものであつて、例外的には法の特別規定又は保險證券上の約款により費用損害をも填補するというのが通説であつて、物的損害即ち直接損害であり、費用損害は間接損害として保險者の當然の負擔ではないとするのである。この見解によれば、我商法第八一六條に言う一切の損害の中には費用海損は含まれないことになる。然るに任意救助料にしても亦共同海損費用にしても、これらが被保險者の負擔であり保險者の填補責任の軽減となるから當然保險者が負擔すべきであるとしても、我商法では第八一六條の規定によることが出来なくなる。その結果第六六〇條に負擔の法的根據を求めざるを得なくなつたと謂わざるを得ないのである。獨乙商法に於てはこれらの費用損害 (Aufwendungs-schaden) を保險損害 (Versicherungsschaden) 即ち保險者の當然負擔すべき損害に準じて、同法第八三四條に規定して保險者の負擔を明かにしたものと謂える。然るに佛法にありては、費用損害は保險損害なりとの觀念の下に、原則として保險者は費用損害を填補することになつてゐるのである。蓋し同國では保險者の負擔する損害を二つに分けて、一を損害海損 (Avaries dommagés) とし他を費用海損 (Avaries frais) としてゐるのである。されば任意救助料 (Prais de sauvetage) は費用海損として當然保險者の填補することとなるのである。英法に於ても費用海損は損害海損と同様に保險者の填補責任を明かにしてゐるものといふことが出来る。即ち保險者の負擔する損失損害を先づ全損 (Total Loss) と分損 (Partial Losses) に分ち、分損を更に單獨海損 (Particular Average) 共同海損 (General Average) と單獨費用 (Particular Charges) 及び救助料 (Salvage Charges) として、費用海損は分損中に包括して規定してゐる。そして損害防止費は單獨費用として任意救助料及び共同海損費用はこれと別に保險者の負擔を規定してゐるのである。

扱て翻つて我商法に就て見るに、責任保険の性質を有する共同海損分擔額に關する保險者の填補責任を第八一七條に規定せると、損害防止費が他の填補額と合して保險金額を超過しても保險者に責ありとする第六六〇條但書の規定以外に費用海損に關しては損害調査費用(第六三八條第二項)についていえるのみであつて、特に費用海損負擔に關する規定はない。従つて費用海損の保險者負擔に關する根據は商法第八一六條の一般規定にこれを求めねばならぬのである。即ち同條に謂う「一切の損害」とは損害海損のみならず費用海損をも含むものと解釋して差支えないであらう。かくすることにより獨乙商法第八三四條第三項の如き規定の欠如を補うと共に、費用海損保險者負擔の法的根據が見出し得るものといえるのである。かくて費用海損も損害海損同様に保險損害であり、これに對し保險者が責任を負擔するのが原則であると解釋するのである。そしてかくの如く解釋をしたならば、任意救助料を敢えて第六六〇條の規定に基き保險者が責任を負擔すとの擴張解釋は不必要となるであらう。

任意救助料が第六六〇條の損害防止費と見做されないとすると、その法律上の効果は任意救助料は他の填補額と合して保險金額を超過してもその超過額に對し保險者は責めを負わないこととなる。これは英法に於ても確立された原則である。然し乍ら保險者の損害の填補は一回の海難毎に計算されるのであるから、同一航海に於て單獨海損と全損が發生したとき、その何れに對しても保險者が責に任ずるといふ原則から、同一航海中最初に救助費を支拂つた場合以後全損が起きて、最初の救助費を控除することなしに保險者は全損の支拂をなすであらう——その救助費は修覆せられざる損害とは性質を異にするから——と英法では推定されている。我國の和文證券には救助料という語が使用されてない。その代りに救助費なる語を使用して、狹義の損害防止費並に救助料を含み更に共同海損費用の或場合をも包括しているのである。即ち貨物普通約款第一六條に「貨物の損害を防止軽減するに必要若は有益なる費用又は貨物を安全に保管し得べき最寄の場所に運搬する迄に要する費用又は救助者に對する報酬を救助費とす。前項の費用

救助料と保険者の責任

又は報酬が船舶……と他の物との共同の利益の爲に支出せられた場合に於ては貨物の分擔すべき額を以て救助費とす。」と規定し、船舶保險證券では第十三條にも略々これと同様な規定を持つてゐる。

註1 小町谷博士 海商法研究第六卷 八四頁

2 公法上の義務たるを私法上の義務たるを區別せずとの説(小町谷博士前掲八五頁以下)と私法上の義務の外に船員法の如き商法附屬公法上の義務は含むとして非限定的な説(竹井廉 海商法(新法學全集)三五七—八頁)並に私法上の義務に限るとの説(石井照久 海商村概論三二二頁)あり。

3 損害防止費は、英法では單獨費用として保險者の負擔に屬し、損害防止約款により明確に保險者の責任たることを示めてゐる。その詳細に就ては、拙稿、英海上保險證券に於ける損害防止約款、商學討究、十二卷上冊、一五三頁以下參照。

4 Ritter, Das Recht der Seevericherung, R. I, S. 537

5 Brunck, Das Privatversicherungsrecht, S. 351

6 Ripert, Droit maritime, tom. 3, Nos. 2630, 2633

7 瀬戸博士 海上保險体系(被保險者の擔保義務)二六六頁

8 Mar. Ins. Act, §65 (1)

9 加藤博士 海上損害論 七九頁以下 瀬戸博士 前掲 二六二頁

10 拙稿 費用海損に就て 保險學論集第二輯 四二頁

11 小町谷博士 損害防止義務について 損害保險研究 十二卷四號 六頁

12 Ritter, a. a. O. S. 638

13 Ebenda

14 瀬戸博士 前掲 二六六頁 加藤博士 前掲 八五頁

15 16 瀬戸博士 前掲 二三〇頁

17 Arnould, on Mar. Ins., 13th. Ed. by Chorley, Sect. 862

18 詳しくは拙稿 前掲報告參照



## 二

救助料が單獨の被保險利益を獨立に救助した爲のものである限り、これを負擔せる被保險者は保險者に對し、若しそれが契約救助料ならば狹義の損害防止費として、又それが任意救助料ならば依然保險損害の一として、保險者より填補を受けることが出来ることは既に明かにしたところであるが、若しそれが船舶積荷の共同の利益のための救助に對するものであるとしたならば——最も普通に生じ得る場合であるが——被保險者は同じ保險損害ではあるが、それは救助料として保險者に請求出来るか、それとも共同海損費用として回收出来るかの問題がおこる。共同安全のために船舶積荷を救助する爲に支出した契約救助料である限り、それは當然共同海損として精算され、共同海損費用として保險者の填補するものであるとはつとに英國學者の主張するところである。それは英法に於ては船長が一定の金額を救助者に支拂うことを約束したときは、積荷の負擔部分を差引くことなしに船主はその全額に責任を有するからである。然るに我商法では船長が救助契約をなすときは、船主の代理として許りでなく船主並に荷主の共同利益の代表者として締結したものと解せられるから、救助者は船主及び荷主の各々に對し救助料請求權があることになるから（第八一〇條）共同海損とはならず、船主が直接又は特に船長に指圖して救助契約を締結せるときは、特別の事情がない限り船主の計算に於て救助料を支拂うものと解せられるから、これを共同海損と見ることが出来る。従つて前者の場合に於ては海上保險では狹義の損害防止費として取扱うべきである。

然らば任意救助料に就ては如何というに、各國の實際に於てはこれを共同海損として精算し、また保險者も共同海

## 救助料と保険者の責任

損として被保険者に填補している。<sup>(4)</sup>然し乍ら任意救助料はその本質上共同海損費用と見做すことが出来るか。

海難救助はその被救助物件が船員の占有下にあるや否やにより、救援 (Assistance, Hülfeleistung) と救助 (Sauvetage, Bergung) に區別されるが——從來獨佛等でこの區別がとられたが統一條約はこの區別をなさず我國亦然り英法でも Salvage に兩者を含む——その爲に獨乙では有名な Heek 氏も救援は船長の申出又は容認を前提としてゐるから常に共同海損行爲が成立するものであるが、救助は然らずとし、商法は共同の負擔 (Gemeinsame Schulden) があるからとて共同海損とはしてゐない。共同海損は船長の指圖を前提としてゐるから。この點救助料 (Bergungskosten) を共同海損とした多數の外國法とは異なる。救助料の分擔が共同海損の分擔と異なる原則は何處にあるか、それは法文にも現われていないし、唯一の確實な見解は救助物件の價額許りでなく救助の難易、即ち救助を一體として實行する際の個別救助 (Sonderrettung) の可能を委員会が顧慮したことである。然しこうした區別は、共同海損として又は共同海損でないときは價額を基礎として負擔額を支拂うなら無意味であることを強調した<sup>(5)</sup>とつてゐる。かくて同氏は救援救助料共に共同海損であるとの説をもつていたようであるが、今日 Ulrich 氏は救援料 (Hilfslohn für Rettung in Seenot) は當然共同海損としてゐるが、救助料については船舶積荷が最早や船長の支配下でないから船長として救助手段は採り得ないとの理由で、獨乙法海上救助料が共同法損たることを否定してゐる。<sup>(6)</sup>それにも拘わらず事實は從來から獨乙法では判決等に於ても例外なしに救助料は共同海損として分擔されて來てゐるのである。

佛蘭西では Ripert 氏によると救援料 (Frais d'assistance) 救助料 (Frais de sauvetage) を共に共同海損として法律は同様に取扱つてゐるが、これには賛成出来ない。救助も船舶が漂流物にならない限りは一九一六年の法律は救援としてゐるが、その他の場合に於て海上での放棄は海上航海 (Expédition maritime) が終了し船舶積荷間の

共同關係 (Consortium) が消滅する故、この場合の救助は事務管理や對物訴訟があり得るが、分擔を請求する權利は生じないから同一には論じ得ないとしてゐる。<sup>(8)</sup>これに對し Harlanbichs 氏は反對してゐる。曰く Ripert 氏は航海中に發生した犠牲損害及び費用のみを共同海損と云つてゐるが、それには論議の餘地がある。共同體 (Taverneure) の損失を防止するための共同利益 (Futilité commune) の手段が可能なる限り、そのとられた手段の費用を共同海損として見ることを拒絶する根據は絶対にない。共同體の滅失を防ぐための保存の費用 (Frais de conservation) しか共同海損と見ない。故に海難により危険となつてゐる船舶積荷を個別に取扱ひ救助することが不可能とすれば、救助者に對する報酬は、その手段により救助された全體により償われ、それぞれのために特別の計算の必要はない。それは船舶積荷の保存のための費用に關する限り共同海損があるのである。更にまた危険に曝された財産の價額に比例して分擔が行われずに共同海損とは何を言うかと論じ、<sup>(9)</sup>船舶積荷の共同關係を認めてゐる。Danton 氏は救助料は單獨海損 (Taverneure particuliere) であるとし、それが船長の支出するのでなく救助の發意をした第三者によるのであり、それが仮令船長が支出しても、それは積荷と船舶を互いに一體として救助するためのものでなく、仮令同時になされても個別に救助するためのものである。それは船舶積荷を一體としての共同の利益になるのではなく、平行的な個別的の利益になるものであるとして、共同關係を否定してゐる。

これによつて見るに、佛蘭西の學者は救助料に關しては船舶積荷の間に共同關係を認むるや否やにつき、一方に於ては共同海損を主張し他方は然らずとなす。従つて救援料については特にこれをいわないけれども、これを共同海損とせるのは共同關係の存在であり、共通財産 ((Communauté) の性格に於てであるといわねばならない。然し乍ら救援に關し第三者の自發的救助が船主船長等の利害關係者のそれとの間に區別がないだろうか。後者は全體を保存すべき責任の遂行であるが、前者はさうではない。我商法第七八八條は共同海損が成立するためには、船長が船舶又は

## 救助料と保険者の責任

積荷についてなしたる處分によつて損害又は費用を生じたことを要する。従つて船長の處分にあらざる第三者の任意救助は、その要件を欠くを以て共同海損とならない。<sup>(11)</sup> また任意救助料は法律の規定により發生したもので、船長の處分に因り發生したのではない。<sup>(12)</sup> かくて我商法では共同海損の成立には船長の處分を必要とするのが通説である。<sup>(13)</sup> 獨乙に於ても既に述べたように同様である（商法第七〇〇條）。然るに自耳義法に於てもまた英法に於ても更にまた一九二四年又は一九五〇年のヨーク・アントワープ規則にありても、特に船長の處分を要求しておらぬ。<sup>(14)</sup> すると第三者の行爲による任意救助は共同海損となるか。この場合の救助料が船舶又は積荷の何れかその航海團體に屬しているものゝ一方的負擔になるものとせば、即ち一部が全體の爲に犠牲を拂つて負擔すべきものとしたら共同海損費用となるであろうが、この場合の救助料は船舶積荷のおのに對し請求せられ各自の負擔となるものであつて、そこに他のもの爲にする一部の犠牲は存在しないのである。<sup>(15)</sup> また第三者が救助の爲に要した費用につき共同海損が成立し、第三者が共同海損債權者として利害關係人に負擔を請求し得るものと主張する者があるかも知れぬが、それは共同海損本來の目的から考えて、費用の犠牲を拂うものは直接危険に遭遇せるものでなければならぬ。第三者については共同海損は成立しないことは明かである。<sup>(16)</sup>

救助料は既に述べた如く、航海團體の各單獨利益がそれぞれ別個に負擔するものであつて、船主は自己の船舶の負擔部分に對してしか責任を負はず積荷の分に對してまで責任を負ふものではない。従つて救助者は船舶積荷全體の救助料につき船主又は荷主の一方にのみその全額の請求は出來ない。仮令船主が航海繼續の必要上荷主の負擔部分も併せて全額支拂つたとしても、それは單なる立替金以上には出ないのであつて、その爲に船主の救助料全額に對しての犠牲があつた譯のものではない。従つてそこに共同海損成立の餘地もなく、只後日荷主に對し償還を請求し得るにとどまるものである。そしてまた船主の救助料全額の支拂は共同の危険を回避する爲に行われたものでもなく共同安全

の爲の行爲でもない。<sup>(17)</sup>かくて救助者の救助料請求權は受益利益に對する直接の請求權であつて、<sup>(18)</sup>共同海損の理論を以てする各利害關係人への衡平の原理からの分擔でもないのである。

救助料が船舶積荷等共同の救助のための報酬であつても、船舶積荷各利益の個別的直接の負擔に歸することから、船舶積荷の總價額に對する船舶又は積荷の各別の價額の比に於て救助料が分擔されるべきでなく、何れかの利益の救助が勞力又は費用を要し困難であるときは、その利益の負擔に歸せらるべき救助料の額がその利益の保存價額に對する割合は、他の利益のそれより高いこともある得るということが出来る。換言すれば共同海損に於ては各利益は平等の割合により分擔せらるべきであるが、救助料に關してはこれと異なる割合による負擔が生ずるといふことがいえるのである。<sup>(19)</sup>蓋し救助料の額は危険の程度救助の結果救助の爲に要したる勞力及び費用その他一切の事情を斟酌して定めらるべきものであるから(商法第八〇一條參照)。以上の如く、任意救助料はその本質に於て共同海損費川とは異なつたものであり、これと同一に取扱われるべきでないことは、既に容認されるところであるが、實際上依然共同海損として精算されている。然し乍らかゝる取扱いが行われていても、其の精算は常に必しも共同海損と同一基礎に於て行わるべきものでないのである。即ち救助料は救助されたときの被救助物件の價額を標準として算定せられるが、共同海損にありては航終地の價額即ち航海目的地の價額か或いは途中航海が中絶されたときはその時及び場所に於ける價額を標準として算定されている従つて救助された後の航海に於て被救助物件が海難等のために滅失又は毀損したときは、共同海損の精算はこれにより影響され、ときには共同海損の分擔が生じないこともあり得るのである。然るに救助料にありては救助されたとき航海は中斷したものととしてその責任が決定されるから、共同海損とは異つた立場に立つ。また費用額を負擔する價額についても、共同海損と救助料は異なるのである。救助料を負擔せしむるにあたりては、救助されたるものの現實の價額が採用され、そのとき犠牲に供された部分があつて共同海損として容認

#### 救助料と保險者の責任

救助料と保険者の責任

されたとしてもその價額は負擔價額 (Contributory Value) には加えられないが、共同海損費用に關しては犠牲として分擔せらるる部分の價額も終航地の價額に加えて負擔價額を決するのである。だから同一の精算書に共同海損と救助料を算定する場合にはそれぞれ別々に計算を行う必要がある。<sup>(21)</sup>

以上のように任意救助料に關し、獨佛の學説はその一部につき共同海損性を是認しているとはいへ、任意救助料を共同海損として否定せる學説は今日と雖も變らないのであつて、その上契約救助料のあるものについてさえ共同海損性を否定せらるべきものがあることを顧みると、今日共同海損の精算に於いて任意救助料をも一括して同一原理の下に精算することは果して妥當か何うか疑いなきを得ないのである。然し乍ら、海上保險者と被保險者との關係に於ては、救助料が共同海損費用として又は救助料として、何れかの名目に於いても填補せらるべきであるが、共同海損費用を被保險利益の負擔部分につき保險者責任を有すべきとする限りに於ては、殆んどその間何等の差等はないといわなければならぬ。然るに共同海損費用をも共同海損々害の場合と同様に解釋し、保險者はその全額につき一應填補を行<sup>(22)</sup>い、他の利益の負擔部分については被保險者を代位して分擔額として回收すべきであるとの解釋をとる場合には、救助料が共同海損であるか救助料そのものであるかの如何により保險者の責任に差異を來たすことになるのである。かかる意味に於ては救助料を便宜的に共同海損として取扱うことが果して可なりやの論を生ぜざるを得ないこととなる。

1 Anonld. Ibid, Sect. 965

Carver, Carriage by Sea, 7th Ed. by Henderson, Sect. 369

2 Carver, Ibid, Sect. 352

3 小町谷博士 前掲 五卷 五三一—二頁

- 4 Heck, Das Recht der Grossen Haverei, S. 196  
Ritter, a. a. O. S. 511  
Arnould, *Ibid.*, Sect. 965
- 5 鈴木祥枝 海上保険と共同海損の實踐 一〇七頁  
Heck, a. a. O. SS. 194, 196
- 6 Ulrich, Hochgrüber, Grosse Haverei, S. 24
- 7 Ulrich, Hochgrüber, a. a. O. S. 35
- 8 Ripert, *op. cit.*, no. 2299
- 9 Haralamidis, Des caractères distinctifs des avaries communes, 2e éd., nos. 147, 148
- 10 Danjon, Traité de droit maritime, tome III, no. 1237
- 11 加藤博士 海上損害論 七十九頁
- 12 松本博士 救助料と共同海損 海法會誌 第二號 一一五頁
- 13 小町谷博士は必しも船長の行爲を必要とせずとされる(共同海損法論 七七頁以下)
- 14 Smeesters et Winkelnoten, Droit maritime et droit fluvial, no. 753  
Lowndes, Law of General Average, 6th Ed. by de Hart & Rudolf, Sect. 6a  
Arnould, *Ibid.*, §909  
York-Antwerp Rules, 1950, Rule A
- 15 Carver, *Ibid.*, Sect. 394
- 16 小町谷博士 前掲第五卷 五一五頁
- 17 18 Carver, *Ibid.*
- 19 英國では且つて救助勞務の程度を區別して價額に對する平等の比例分擔を變更したこともあつたが、今日これは許されていない  
5 (Carver, *Ibid.*, Sect. 350)
- 20 英法に於ては共同海損費用はその支出せる時の利害關係人の價額により負擔價額を決すべしとされ、従つて共同海損費用は共同

救助料と保險者の責任

救助料と保険者の責任

海損損害と區別されて其の後の船舶の滅失如何に拘わらず共同海損として賠償されて來ていたのであるが、今日ではこの長い間の慣習が無視されて精算人の慣習として共同海損費用と損害の間に區別を置かないことになつてゐる。然し今日では共同海損費用と損害との間には本質的な區別は存在するとし、舊い取扱法が法の原則に一層適してゐるものと認められてはゐる (Arnould, *Ibid.*, sect. 976—7)

- 21 Lowndes, *Ibid.*, Note(b), Editors' opinion
- 22 藤本博士 藤本保險論叢 七頁